

2004年1月23日 私立大学図書館協会東地区部会役員会
2012年8月29日 私立大学図書館協会東地区部会役員会改正
2016年1月22日 私立大学図書館協会東地区部会役員会改正
2017年1月27日 私立大学図書館協会東地区部会役員会改正

「私立大学図書館協会東地区部会役員校活動費」運用内規

1. 目的

役員校活動にかかわる経費（交通費、宿泊費等）の補助を目的とし、「役員校活動費」を設ける。

2. 財源

協会部会交付金の一部を「役員校活動費」に配分する。

3. 交付について

部会長校から役員校の鉄道距離に応じた金額を役員校に交付する。

○100km 以上 300km 未満	150 千円
○300km 以上 600km 未満	200 千円
○600km 以上	250 千円

（参考：東京←→仙台 351km、東京←→函館 871km）

ただし、会長校が西地区の場合は各会議の開催場所を考慮し※、部会長校から役員校の鉄道距離が100km 未満の役員校（部会長校、監事校を除く）に一律 100 千円を交付する。

※西地区開催：東地区役員会事務連絡会、東西合同役員会

鉄道距離は、部会長校および役員校の法人本部の所在地をそれぞれ起点、終点とする。ただし、役員会等の開催場所によっては法人本部以外の所在地を起点、終点とすることができる。

4. 執行

「役員校活動費」の交付をうけた役員校は、その収支を金銭出納帳に記載し、領収書または銀行振込依頼書等根拠証憑となるものを必ず添付し、適切な執行・管理を行うこととする。期末には、未執行額の精算を行い、金銭出納帳ならびに関係証憑を部会長校に提出する。提出書類は、部会長校の確認後、監事校の監査を受けるものとする。

5. 使用用途

- (1) 使用については、役員校として出席した会議、行事等の出張経費用とし、派遣している委員会委員の出張費等は対象外とする。
- (2) 出張費については、交通費、宿泊費のみを対象とする。
- (3) 役員校として出席する会議、行事等は、以下のものを主とする。
 - 1) 東地区部会総会
 - 2) 東地区部会役員会
 - 3) 東地区部会役員会事務連絡会
 - 4) 東西合同役員会

- (4) 業者への支払い、精算時の未執行金戻入に伴う振込手数料については、「役員校活動費」から執行できるものとする。

附則

本改正内規は、2017年4月1日から適用する。

以上